

企画制作＝日本農業新聞 広告部

備えて安心 確定申告特集

～準備はお済みですか？～

確定申告の時期になりました。

平成27年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の確定申告は平成28年2月16日(火)から3月15日(火)までに、消費税の確定申告は3月31日(木)までに行うこととなります。

今回は農業所得で注意すべき点はもちろん、マイナンバーなど4つのポイントについて、清田幸弘税理士に解説をしていただきました。



農業所得の申告方法

農業所得については、原則として農業経営にかかる総収入金額から、そのために要した必要経費を差し引く収支計算によって行います。また、農業所得には他の所得にはない「収穫基準」が適用されます。なお、総収入金額や必要経費については、記帳や記録の保存が必要です。

注意すべき点を説明します。
① 収穫基準
農作物を収穫した場合には、その

の収穫した年における農作物の価格をその収穫の目的とする年分の収入金額に計上しなければなりません。ですから、農作物を販売していても収穫した時点で売り上げを計上することになります。

収入について注意すべき点

① 農業所得
▽ 庭先販売の計上漏れ
申告の方法には、白色申告と青色申告があります。所得の規模が大きければ、有利な特典が付与されている青色申告で行った方がよいでしょう。

▽ 庭先販売の計上漏れ
野菜の庭先販売や得たおみやや家事消費分も、農業収入に計上する必要があります。

▽ 補助金の計上漏れ
国・県・市町村などから支給される各種補助金についても農業

所得の収入に計上します。(ただし、一定の補助金を除きます)。
② 不動産賃貸所得
▽ 敷金の取り扱
退去後の部屋の修繕費等を敷金

から充当した場合、その充当した部分(つまり敷金のうち返金なかった部分)の金額を雑収入として計上する必要があります。
▽ その他、入退去時の処理、駐車料、繰上補償の計上漏れ等

費用について注意すべき点

ふるさと納税

ふるさと納税制度は納税者が、住んでいる場所以外の自治体に寄付し、寄付金控除(※)後に税金を軽減する、つまり住んでいる場所の他に納税できるという制度です。

これほかに、他の寄付金同様、控除には確定申告が必要ですが、昨年の納税改正で確定申告が不要になる「ワンストップ特例制度」が創設されました。

左記の条件を満たせば、ワンストップ特例は使用できます。

- ① もともと確定申告の必要が無い方
- ② 5カ所以内の自治体への寄付
- ③ 寄付する自治体毎に確定申告不要の申し出をして、自治体から送られてくる「寄附金税額控除に係る申告特別申請書」を返送する。

▽ 共済 保険の処理

建物専生共済等の長期火災保険料には、積立部分と必要経費部分とがあります。全額を必要経費として計上しないように気をつけてください。

▽ 修繕費の取り扱い

特に指摘されるポイントは、修繕費を一回で経費に計上するか、資産計上し耐用年数に応じた経費を一回で経費に計上するか、

マイナンバー

平成28年1月からマイナンバー制度が始まりました。

15日に提出する確定申告書類には、マイナンバーの記載欄がありません。マイナンバーが関係ない最後の確定申告となります。確定申告書類にマイナンバーの記載欄が

記載する必要はありません。具体的には、税務署提出用の源泉徴収票や支払調書などの書類にマイナンバーを記載することになります。なお、平成28年2月16日(3月

15日)提出する確定申告書類には、マイナンバーの記載欄がありません。確定申告書類にマイナンバーの記載欄が記載する必要はありません。具体的には、税務署提出用の源泉徴収票や支払調書などの書類にマイナンバーを記載することになります。なお、平成28年2月16日(3月



費(減価償却)に計上するかという点です。
▽ 固定資産税の処理
支払った固定資産税について租税公課として計上できるのは、事業用部分に係るのみです。事業用以外の部分も費用計上してしまっているケースが多いので、固定資産課税台帳(名寄せ)等で十分に確認することが大切です。

以上を留意して早めに資料を集め、確定申告を済ませましょう。